特定非営利活動促進法(NPO法)に係る事務処理の権限移譲に伴う 各種事務手続きの窓口変更について(お知らせ)

平成31年4月1日から、特定非営利活動促進法(NPO法)に係る事務が県から本庄市に移譲されます。

つきましては、下記のとおり NPO 法人の事務の取り扱い窓口が変わりますので 御注意ください。

記

1 移譲の時期 平成31年4月1日

2 法人事務移譲後の窓口一覧

一	
法人事務所の所在地	担 当 窓 口
本庄市のみに事務所を置く法人	本庄市市民活動推進課 (本庄市役所 3 階) 〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3 TEL 0495(25)1118 FAX 0495(22)0602
本庄市に主たる事務所を置き、従たる 事務所を他都道府県又はさいたま市 に置く法人	共助社会づくり課(県庁第3庁舎3階) 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 TEL 048(830)2823 FAX 048(830)4751
本庄市に主たる事務所を置き、従たる事務所を他の県内市町村に置く法人	北部地域振興センター本庄事務所(本庄地方 庁舎1階) 〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6 TEL 0495(24)1110 FAX 0495(22)6500

3 移譲された(本庄市で所管する)主な事務

NPO法人の設立認証、定款変更の認証、役員の変更等届出書などの届出の 受理、事業報告書等の受理、法人に対する監督、設立認証の取消しなど。

なお、NPO法人の認定、特例認定、条例指定については、引き続き埼玉県 共助社会づくり課において事務を所管します。

4 これまでの権限移譲市

志木市(平成 25 年 4 月 1 日~) 加須市、吉川市(平成 28 年 4 月 1 日~) 久喜市(平成 29 年 4 月 1 日~)